

事業者のみなさん! 準備は進んでいますか？

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

【日時】 平成29年9月13日(水) 14時～15時

【会場】 佐用町役場 防災会議室
(佐用町佐用2611番地1)

【講師】 相生税務署

※ どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、各税務署では、平成29年9月から11月までの間、随時、軽減税率制度説明会を開催しています。

開催予定は、国税庁HPトップページのバナー

消費税軽減税率制度

共催：相生納税協会、佐用町、相生税務署



問合せ先	相生税務署
	TEL 0791-23-0231

※ お電話いただく際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。